

埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準の運用指針

平成13年3月30日

福島県教育委員会

埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準の運用指針

(基準)

1 趣 旨

この基準は、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」（平成10年9月29日付け庁保記第75号）に基づき、福島県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(基準)

2 埋蔵文化財として扱う範囲の原則

この基準において、埋蔵文化財を包蔵する土地を埋蔵文化財包蔵地（以下、遺跡という）とし、その扱う範囲は、次の各号に示すものとする。

- (1) おおむね中世までに属する遺跡は対象とする。
- (2) 近世に属し、地域において必要な遺跡は対象とすることができる。
- (3) 近現代に属し、地域において特に重要な遺跡は対象とすることができる。

(運用指針)

- (1) 「中世まで」とは、16世紀末頃までをいうこと。
- (2) 「近世」とは、江戸幕府の滅亡頃までをいうこと。この時代に属する遺跡が、各地域において特色ある歴史を形成すると考えられる場合や、文献、その他の資料によって重要と思われる場合は遺跡として取り扱う範囲である。
- (3) 遺跡が近現代に属する場合は、文献や写真資料、伝聞である程度の性格をつかむことができるものも多い。それらの要因から地域等において近代日本史を形成する重要な遺跡である場合は遺跡として取り扱う範囲である。
- (4) 近世以降の必要性・重要性の高い遺跡としては以下のものを例示できる。
 - ① 城郭・陣屋等の地域の拠点的役割を担った遺跡。
 - ② 都市・集落に関連する遺跡のうち、文献、絵図及びその他の資料や遺跡から得られる情報を勘案し、地域の歴史上重要と判断されるもの。
 - ③ 産業・交通・土木に関連する遺跡のうち、地域の歴史上、重要と判断されるもの。
 - ④ その他地域の歴史を解明する上で、重要と判断されるもの。

(基準)

3 埋蔵文化財所在の判断、決定、周知

- (1) 遺跡が所在すると判断される区域は、次の各号に示すものとする。
 - ア 福島県遺跡地図において遺跡として掲載された区域
 - イ 福島県遺跡地図において遺跡として未掲載であるが、遺構の存在が視認できる区域または遺物が出土している区域
 - ウ 福島県遺跡地図において遺跡として未掲載であるが、地形や文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係によって知られている区域
- (2) 遺跡の所在に係る把握・決定・周知は、次に示すものとする。
 - ア 3- (1) の遺跡の所在及び範囲について、県教育委員会は、関係市町村教育委員会と調整を行った上で、遺跡として決定する。
 - イ 市町村教育委員会は、当該市町村に所在する新たな遺跡とみられる区域を発見したときは、速やかに、県教育委員会に報告すること。
 - ウ 県教育委員会が決定した遺跡について、県及び市町村は遺跡地図その他の資料により、常時閲覧可能な状態で管理し、周知を図るために必要な措置の実施に努めること。

(運用指針)

- (1) 本基準(1) -ウの場合、遺物は散布していないが、地形的に遺跡の可能性のある区域は、試掘・確認調査後、遺跡の所在を判断すること。
- (2) 遺跡の決定にあたっては、市町村教育委員会は遺物の散布状況、遺構が確認できる状況を示す写真の資料等を提示の上、県教育委員会と協議すること。

(基準)

4 埋蔵文化財保護に係る開発事業との調整

- (1) 県教育委員会が、埋蔵文化財保護のために対象とする開発事業及び役割は次の各号に示すものとする。
 - ア 複数市町村にまたがる広域の開発事業
 - イ 一般の市町村が処理することが適当でない認められる程度の開発事業
 - ウ 統一的な処理を必要とするもの
 - エ 市町村への指導・援助及び連絡調整
- (2) 市町村教育委員会が、埋蔵文化財保護のために対象とする開発事業及び役割は次に示すものとする。
 - ア 当該の市町村に係るもの
- (3) 県教育委員会及び市町村教育委員会は埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な調整を行うために、次の各号に示すものを行う。
 - ア 県または市町村における開発事業に対する指導その他の行政事務及び施行を担当する部局との連絡調整体制の整備を図る。
 - イ 事業者その他の関係者の理解と協力を得て、事業予定地内で表面調査を実施

し、遺跡の所在の有無を確認する。その範囲や性格等の把握が十分でないときは、速やかに試掘・確認調査を行い、協議資料の整備を図る。

ウ 本発掘調査の対象となる遺跡が所在している場合においては、速やかに、事業計画と埋蔵文化財の取扱いに関して、事業者と協議を行う。

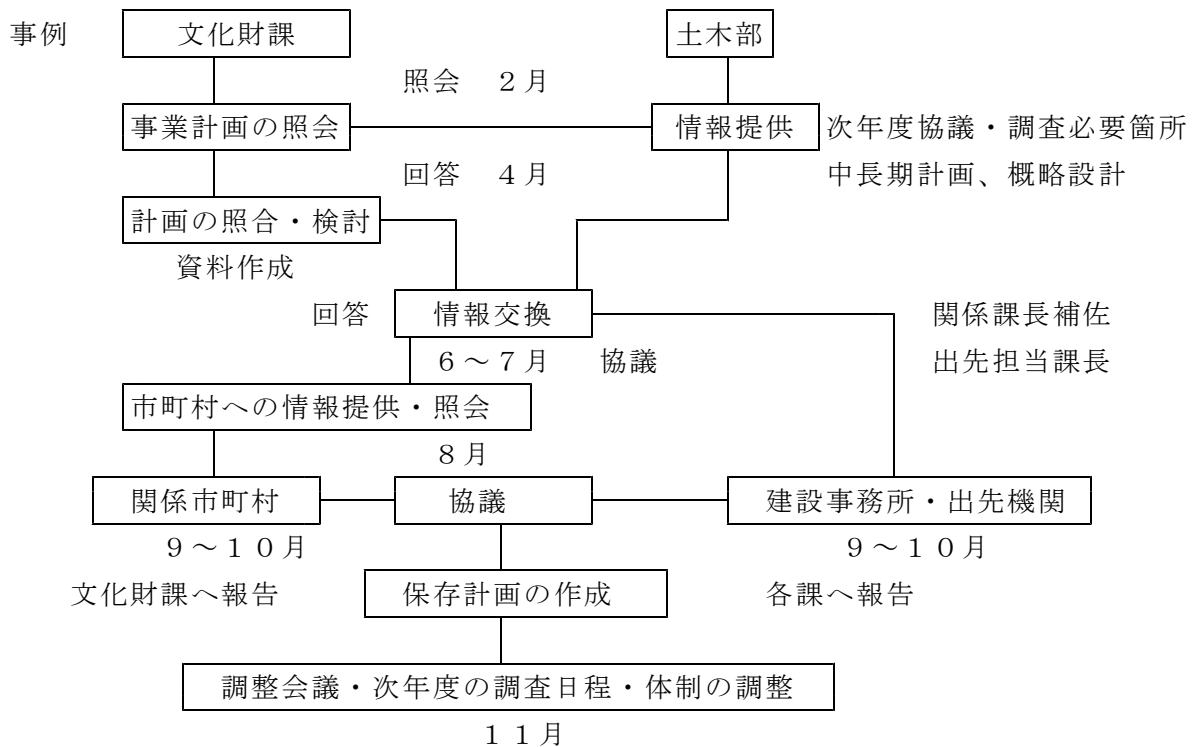
エ 協議の結果、本発掘調査を行うときは、事業者にその範囲・調査期間・経費その他の必要な事項を提示し、十分に理解と協力を求める。

オ 現状保存または盛土等による保存の場合には、将来の新たな開発事業の実施に際しても適切な措置が講じられるように記録を適切に保存・管理する。

(運用指針)

- (1) 本基準において、イの「一般の市町村が処理することが適当でないと認められる程度の開発事業」とは、複数市町村にはまたがらないが、開発規模が大きく、単一市町村では埋蔵文化財保護に係る調整やその後の調査等が円滑に進まない恐れのある場合などを指す。
- (2) 市町村は、発掘調査体制等が未整備な場合、整備に向けて努めるとともに、近隣の市町村の専門職員の相互派遣等広域的な取り組み方も考慮されたい。
- (3) 公共事業における開発部局（各課）との開発事業における連絡調整方法の進め方を次に例示する。（県の場合）

【調整担当部局が土木部との場合】



- (4) 民間開発についても、早期に保存協議等が行われるよう市町村内において、関係各課との連携・協力・調整体制の確立に努めること。
- (5) 現状保存や盛土等の措置を取った場合は、市町村教育委員会は対応の経過がわかる設計図面等を保管しておくこと。

(基準)

5 表面調査及び試掘・確認調査の実施

- (1) 表面調査は、対象区域内において遺跡の有無やその範囲・性格等を確認するために行う。
 - ア 埋蔵文化財担当専門職員（以下、専門職員という）が、現地において地表面の観察や遺物の採集等を行うとともに、必要に応じ聞き取りや文献等の調査を行う。
 - イ 確認した遺跡は遺跡地図その他の資料を作成し、周知する。
- (2) 試掘・確認調査は、遺跡での本発掘調査の要否の決定及び本発掘調査を要する範囲・性格並びに経費及び期間の算定の資料を得るために行う。
 - ア 専門職員が、確認している遺跡を対象として、トレンチまたはグリッド等による部分発掘を行い、遺跡の範囲・性格、遺構及び遺物の密度、遺構確認面または遺物包含層の数及び深度その他の状況を調査する。
 - イ 試掘・確認調査の結果をもとに、県教育委員会及び市町村教育委員会は遺跡の取扱いに関する保存協議資料の整備を図る。

(運用指針)

- (1) 埋蔵文化財担当専門職員とは、次のすべての事項に該当する者である。
 - ア 専門的知識・技術の面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し、発掘調査の現場の作業を掌握して発掘調査の全行程を適切に進行させることができるとともに、発掘調査報告書を適切に作成できる者であること
 - イ 過去に発掘調査担当者となった遺跡の発掘調査報告書を適切に作成している者であること
- (2) 表面調査を実施するにあたっては遺跡の有無を遺跡地図等で確認するとともに開発側との細かい調整や地元住民との意向等を十分に確認してから調査にあたる事。
- (3) 試掘・確認調査は表面調査で得た資料の正確性・信用性を高める役割を果たすのに必要であるとともに、開発側との協議に際して保護側で提示する重要な資料である。また、この試掘・確認調査によって得られた当該遺跡の範囲や性格によって、調査期間、費用積算が行われることになるので、試掘・確認調査は、調査主体となる組織や専門職員等が責任のある調査を行うこと。
- (4) 試掘・確認調査面積は、開発予定地内の既周知遺跡及び表面調査で新たに発見された遺跡面積の5～10%を目安とする。
- (5) 旧石器の確認については、本発掘調査終了後の確認調査として行うことが望ましい。

(基準)

6 埋蔵文化財の取扱い措置

開発事業等にあたって、遺跡の現状保存ができない場合には、開発事業等の工事範囲及び内容によって、県教育委員会及び市町村教育委員会は、原則として試掘・確認調査の結果をもとに、それぞれ本発掘調査・工事立会・慎重工事の措置をとる。

その意義は、次の各号に示すものとする。

(1) 本発掘調査の措置

開発事業に先立って記録の作成のための発掘調査を行うことをいう。

また、発掘調査には、現地調査及び資料整理とその成果をまとめた報告書の作成までを含むものとする。

(2) 工事立会の措置

本発掘調査を要しない場合で、工事の実施中に、県教育委員会または当該の市町村教育委員会の専門職員が立会い、埋蔵文化財が確認された場合にはその記録を採る等の適切な措置を講ずることをいう。

(3) 慎重工事の措置

本発掘調査を要しない場合で、事業者（工事実施者）に対して、遺跡において工事を行うものであることを認識のうえ慎重に施工し、埋蔵文化財を発見した場合には、県教育委員会または当該の市町村教育委員会に速やかに連絡をとるよう求めることをいう。

(運用指針)

(1) 県・市町村教育委員会は、開発側との埋蔵文化財の取扱いに関する事前協議にあたり、試掘・確認調査等の結果を提示するとともに十分な説明を行うこと。

(2) 市町村教育委員会は、本発掘調査・工事立会等が終了したときに、終了報告書を県教育委員会まで速やかに提出すること。

(基準)

7 発掘調査の措置をとる場合の基準

(1) 記録の作成のための発掘調査を行う原則は次の各号に示すものとする。

ア 工事の掘削等により埋蔵文化財が破壊される場合（原則1）。

イ 埋蔵文化財に直接掘削が及ばない場合であっても、工事によって埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合や、一時的な盛土や工作物の設置であってもその重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合（原則2）

ウ 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合（原則3）。

(2) 取扱い基準は、別表によるものとする。

(3) 発掘調査後は、可能な限り速やかにその結果の公表に努めるものとする。

(運用指針)

(1) 一時的盛土というのは、工事の際の作業場、不用な土砂等や資材（砂利等）置き場等が遺跡内にしかない場合、土盛りによって場所を確保し、かつ遺跡を保護する工法と考える。

ここでいう工作物とは、土地に接して作られた土木・建築物（例：建物、堤防、トンネル、電柱、井戸など）を指す。開発側と保護側の協議の際には、「一時的」の取扱いを確認すること。

また、それらの重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼす場合の判断が困難な場合は県教育委員会と協議すること。

(2) 恒久的な工作物とは、現実にはその場所で補修改修を続けながら存続する工作物と解釈する。

(3) 発掘調査後、調査主体の組織又は個人は、報告書の速やかな刊行に努めること。

(基準)

8 工事立会の措置をとる場合の基準

(1) 工事立会を行う原則は次の各号に示すものとする。

ア 対象区域が狭小で、発掘調査ができない場合

イ 地形その他の状況から、発掘調査を実施するうえで安全を確保することが著しく困難と判断される場合

ウ 埋蔵文化財保護のために、現地で工事状況を確認する必要があると判断される場合

(2) 埋蔵文化財が確認されて記録を採るときは、事業者はその範囲・調査期間・経費その他の必要な事項を提示し、十分に理解と協力を求めること。

(運用指針)

(1) 対象区域が狭小で、発掘調査ができない場合とは、遺跡区域内において開発区域が部分的（断続的に点的な掘削開発行為）な場合や狭小的（幅、深さおおよそ1 m未満の線的な掘削開発行為）な場合等を指す。

具体的には、用排水路、電柱敷設、一般住宅の基礎・浄化槽部分、上下水道敷設、側溝新設、植栽（低密度）等が例示できる。

(基準)

9 慎重工事の措置をとる場合の基準

(1) 慎重工事を行う原則は次の各号に示すものとする。

ア 既に行われた工事等により埋蔵文化財が損壊を受けた範囲内の工事で、埋蔵文化財に新たな影響が生じないと判断される場合。

イ 試掘・確認調査等の結果、遺構または遺物が確認されなかった場合。

(2) 埋蔵文化財発見の連絡をうけたとき、県教育委員会または当該の市町村教育委員会は速やかに事業者と協議すること。

(基準)

10 基準の改訂

福島県教育委員会は今後検討をすすめ、より適正な発掘調査等取扱い基準のため随時見直しに努めるものとする。

(基準)

11 補 則

- (1) この基準に定めるもののほか、埋蔵文化財の範囲及び取扱いに関し、必要な事項は、福島県教育委員会が定める。
- (2) この基準は、平成12年4月1日から適用するものとする。

(別表の補足・留意事項)

- 原則2の保護層（工事施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層、それに相当する緩衝層）
- 保護層の厚さは、原則として30cm以上を目安とする。
- 原則3-①-道路等-ア
- 一時的な工事用道路の一時的とは工事期間内若しくは当分の間使用する道路とするが、保護側が具体的な期間を設けることは難しいので、協議内容に確認事項（例：工事終了後に立会のもと撤去する等）として盛り込むこと。
- 原則3-③河川改修
- 河川敷内低水路部とは高水路（増水時高段平坦部が水路となる）を持つ河川の場合、通常の水路部分を指す。
- 原則3-⑤恒久的な盛土、埋立
- 原則として3m以上という数値は、一般的に相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態とみなすことができる。また、必要なときに発掘できる状態とはいえないので発掘調査の対象となる。